

改正

令和5年9月29日告示第219号

令和7年3月28日告示第58号

三次市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人材不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業，起業等をしようとする者に対して，予算の範囲内において三次市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定）及び三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか，この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 移住支援金の対象法人として広島県が選定した法人であって，広島県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号），山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は，申請時において次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 移住元に関する事項として，次のア及びイに該当すること。

ア 住民票を本市に移す直前の10年間のうち，通算5年以上，東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し，東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては，雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下この号において同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を本市に移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間は、住民票を本市に移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する事項として、次のアからウまでに該当すること。

ア この告示の告示日以降に本市に転入していること。

イ 移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

ウ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 就業先について、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であり、かつ、勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域の地域に所在すること。(対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等も対象とする。)

(イ) 移住支援金の申請時に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

(ウ) 中小企業等への求人の応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(エ) 当該中小企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ テレワークに関する要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務(原則、恒常的に通勤しない。)することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から対象者が資金提供を受けていないこと。

ウ 起業に関する要件として、広島県が行う地域課題解決型起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

エ 地域の担い手確保の要件として、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、かつ、(カ)

に規定する要件のいずれかに該当し、生業とすること。

(ア) みよしのよしみファンクラブに登録している者

(イ) 市が主催する移住体験ツアーの参加経験を有する者

(ウ) 市内の学校（小中学校，高等学校又は専門学校）を卒業した者

(エ) 3親等以内の親族が市内に居住している者

(オ) 移住支援金の申請時に，週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

(カ) 地域の担い手確保の要件は，次の表のとおりとする。

農林水産業	新規就農，雇用就農，農業経営の継承等により市内で農業に就業する者
	市内にある広島県林業認定事業体に就業する者
	江の川漁業協同組合の組合員又は組合員が経営する企業に就業する者
交通関係	市内に本社又は営業所があるタクシー事業者の運転手若しくは広島県内に本社又は営業所があり中国運輸局から市内に路線の認可を受けている乗合バス事業者の運転手として就業する者
保育関係	市内に設置する民間の保育施設等において，保育士又は幼稚園教諭として就業する者
医療，福祉関係	市内に設置する民間の病院，診療所等の医療機関若しくは社会福祉施設又は事業所で医療従事者として就業する者
	市内の社会福祉施設又は事業所で介護職員等として就業する者
地域づくり	市内の住民自治組織，市内に事業所を有する地域づくり団体等に就業する者
	新たに市内に事業所を有する地域づくり団体を設置する者
事業承継	市内で営む家業の事業承継を目的として就業する者
	経済産業省指定の伝統的工芸品及びその他県が認める伝統工芸品並びにそれらから発展した産業に就業する者
	文化庁指定の無形文化財又は無形民俗文化財及びその他県が認める無形文化財又は無形民俗文化財のわざを高度に体現・体得している団体等へ，わざの体現・体得を目的として就業する者

(4) 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 国又は広島県から他の同種の支援金等を受給していない又は受給する予定がないこと。

エ 広島県又は市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 前項に規定するもののほか、対象者が2人以上の世帯として移住支援金の交付を受ける場合は、対象者を除く世帯全員が、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住元において、対象者と同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請時において、対象者と同一世帯に属していること。

(3) 移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 単身の世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。)

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、三次市移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(3) 世帯全員の住民票の写し

(4) 第3条第1項第1号に規定する居住要件を満たすことを証する住民票の除票の写し又はその要件が確認できる書類(2人以上の世帯として申請する場合には、同条第2項第1号の要件も確認できる書類)

(5) 第3条第1項第3号アの就職に係る就業先の就業証明書(様式第3号)、同号イのテレワークに係る就業先の就業証明書(様式第3号の2)又は広島県が行う起業支援金の交付決定通知書の写し

(6) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用者としての通勤で東京23区内に通勤していた場合には、第3条第1項第1号に規定する通勤要件を満たす在勤地、在勤期間及び

雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(7) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、法人の経営者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた場合には、第3条第1項第1号に規定する通勤要件を満たす在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、移住支援金の交付の可否を決定し、三次市移住支援金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第4号)又は三次市移住支援金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
(移住支援金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、三次市移住支援金交付請求書(様式第6号)に振込先の預金通帳等の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに移住支援金を交付するものとする。
(交付決定の取消し及び移住支援金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは移住支援金の交付決定の全部を、第5号に該当するときはその一部を取り消すものとする。ただし、就業先である中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満の間に、市外に転出したとき。
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 広島県が行う起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

2 市長は、交付決定者に既に移住支援金を交付している場合において、当該移住支援金の交付決定の全部を取り消したときはその全額を、その一部を取り消したときはその半額を、期限を定めて、返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年5月19日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

- 3 第8条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年9月29日告示第219号)

この告示は、令和5年9月29日から施行し、同年6月23日から適用する。

附 則 (令和7年3月28日告示第58号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の三次市移住支援金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なおその効力を有する。